

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

令 和 2 年 6 月 1 0 日

商 工 勞 働 部

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-17号 (2. 5. 25)	商工労働	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択について 鳥取県労働組合総連合	【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が都道府県単位で賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。 [最低賃金の決定] 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。 なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。 [国等の動向] ・政府は昨年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、より早期に最低賃金の全国加重平均が1,000円になることを目指す方針を示した。 ・本年4月16日、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会は、新型コロナウイルス感染拡大が国内経済に甚大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、「最低賃金に関する要望」を取りまとめ、以下のとおり政府に要望を行っている。 ①「より早期に1,000円を目指す」とした政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。 ②リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。 ③政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。 ・本年6月3日に政府が開催した全世代型社会保障検討会議において、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済情勢や雇用環境が悪化し、雇用を守ることが最優先課題となる中で最低賃金をどうするかを論点に議論が行われた。 [現在の最低賃金（時間額）] ・鳥取県 790円（R1.10.5～） ・最 高 1,013円（東京都）

			〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉 ○令和２年度当初予算 ・鳥取県産業成長応援補助金（Ａ～Ｃステージ） 242 百万円 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 367 百万円 ・県制度金融 （新規分融資枠 400 億円） ○令和２年度４月補正予算 ・危機突破企業緊急応援事業 230 百万円 ・頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業 300 百万円 ・企業内感染症防止対策緊急支援事業 111 百万円 （別途調整費対応 200 百万円） ・県制度金融（新規分融資枠 320 億円追加） ○令和２年度６月補正予算 ・新型コロナウイルス克服再スタート事業 300 百万円 （別途調整費対応 300 百万円） ・地域で頑張るお店応援事業 50 百万円 （別途調整費対応 100 百万円） ・県制度金融 （新規分融資枠追加 400 億円）
--	--	--	--